

平成 19 年度財務定期監査（第 2 期）の結果に基づき講じた措置等（こども家庭局）

指摘の概要	措置内容	措置状況
2 保健福祉局（健康部・高齢福祉課・子育て支援部関係）・区役所 (2) 支出に関する事務 民間保育園に対する補助金の支出事務を適正にすべきもの 低年齢児の受入れや保育サービスの時間延長を実施する民間保育園に対して、受入期間や児童数に応じて、低年齢児受入れ事業補助金、時間延長型保育サービス事業運営補助金、特例保育運営費補助金を交付している。 これらの補助金は民間保育園からの事業実施報告書に基づいて算定しているが、受入期間や児童数を誤って補助金を支出している事例が見受けられた。（子育て支援部） 民間保育園に対する補助金は実施事業ごとに分かれているほか、サービス利用状況の変更も多く、民間保育園数が増加傾向にある中で、補助金の支出事務には大きな負担が生じている。 申請書類やチェック体制の見直し等を含め、補助金の支出事務が適正に行われるよう対策を講じるべきである。	平成 27 年度より、特例保育は廃止し、また、延長保育事業（時間延長型保育サービス事業）についても、国制度に合わせ、簡素化を図った。 さらに、担当職員および派遣職員を増員し、複数職員によるチェック体制を確立したところである。	措置済